

議案第 42 号

専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第4号令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）

令和6年6月10日提出

益城町長 西村 博則

専 決 第 4 号

令 和 5 年 度

益 城 町 産 業 団 地 特 別 会 計 補 正 予 算 書
(第 2 号)

専 決 第 4 号

令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）

令和5年度益城町産業団地特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

益城町長 西 村 博 則

第 1 表 繰越明許費

1. 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 事業費	1. 事業費	産業団地整備事業	1,163,877

